（預金保険法施行令の一部改正）

第九条　預金保険法施行令（昭和四十六年政令第百十一号）の一部を次のように改正する。

第六条の四中「割引率」の下に「（第二十条の二第一号において「利率に準ずるもの」と総称する。）」を加える。

第六条の五及び第七条の二中「第百二十七条」を「第百二十七条第一項」に改める。

第七条の二の次に次の二条を加える。

（遺族等）

第七条の三　法第五十四条の三第二項第一号に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一　確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第四十条（同法第七十三条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により加入者等（法第五十四条の三第一項第一号に規定する加入者等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の遺族に当該加入者等に係る死亡一時金が支給される場合　当該加入者等の遺族

二　確定拠出年金法第四十一条第四項（同法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定により加入者等の個人別管理資産額（同法第二条第十三項に規定する個人別管理資産額をいう。）に相当する金銭が当該加入者等の相続財産とみなされる場合　当該相続財産とみなされる金銭の全部又は一部を受ける者

（遺族等の支払対象預金等に係る債権とみなされる部分）

第七条の四　法第五十四条の三第二項第一号に規定する政令で定める部分は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める部分とする。

一　前条第一号に掲げる場合　確定拠出年金法第四十一条第三項の規定により当該加入者等の遺族の人数によって等分した部分

二　前条第二号に掲げる場合　同号に規定する金銭のうち同号に定める者が受ける部分に相当する部分

第十一条中「第五十四条の三第四項」を「第五十四条の三第六項」に改める。

第十四条の見出し中「承認」を「特例に係る承認の」に改め、同条中「第二号」を「第三号及び次項」に改め、「の規定による業務の継続」を削り、「）に」を「次項において同じ。）に」に改め、同条第三号を削り、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　当該業務を継続する期間及び当該業務の整理に関する計画を記載した書面

第十四条に次の一項を加える。

2　法第六十七条第二項に規定する計画につき同項の承認を受けた救済金融機関は、同条第三項（法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。）の規定による当該計画の変更の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して、これを金融庁長官に提出しなければならない。

一　当該計画を変更する予見し難い経済情勢の変化その他やむを得ない事情を記載した書面

二　当該業務を継続する期間及び変更後における当該業務の整理に関する計画を記載した書面

三　その他内閣府令・財務省令で定める書類

第二十一条中「第百二十七条」を「第百二十七条第一項」に改める。

第二十四条の五を第二十四条の六とし、第二十四条の四を第二十四条の五とし、第二十四条の三の次に次の一条を加える。

（再承継金融機関について準用する法の規定の読替え）

第二十四条の四　法第百一条第一項において同条第七項において準用する再承継金融機関について準用する法の規定の読替えは、次の表のとおりとする。

第六十七条第三項	破綻金融機関	特定破綻金融機関等
第六十七条第一項	救済金融機関	金融機関等又は特定持株会社等
第六十七条第二項	救済金融機関	金融機関等又は特定持株会社等
、同項	、前項	を

第二十五条の四中「並びに」を「、第三十三条の三第一号ロ並びに」に、「なった」を「なつた」に改める。

第二十九条の九の表第百六条第五項の項中「第百二十六条の二第七項」を「第百二十六条の二第三項、第七項」に改める。

第二十九条の十一中「並びに」を「、第三十三条の三第三号ロ並びに」に改める。

第二十九条の二十四の見出し中「承認」を「特例に係る承認の」に改め、同条中「特定救済金融機関等をいう。」の下に「次項において」を「とする。」の下に「次項において同じ。」を加え、同条第三号を削り、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　当該業務を継続する期間及び当該業務の整理に関する計画を記載した書面

第二十九条の二十四に次の一項を加える。

2　法第百二十六条の三十一において準用する法第六十七条第二項に規定する計画につき法第百二十六条の三十一において準用する同項の承認を受けた特定救済金融機関等は、同条において準用する法第六十七条第三項の規定による当該計画の変更の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して、これを金融庁長官に提出しなければならない。

一　当該計画を変更する予見し難い経済情勢の変化その他やむを得ない事情を記載した書面

二　当該業務を継続する期間及び変更後における当該業務の整理に関する計画を記載した書面

三　その他内閣府令・財務省令で定める書類

第二十九条の二十七中「で特定合併等（法第百二十六条の二十八第二項」を「で特定合併等（同項」に改め、同条の表第六十六条第三項第二号の項の次に次のように加える。

第六十七条第一項	適格性の認定等を	特定適格性十一に規定う。以下こ
	救済金融機関	金融機関等
	適格性の認定等に	特定適格性
第六十七条第二項	適格性の認定等	特定適格性
	救済金融機関	金融機関等
第六十七条第三項	救済金融機関	金融機関等
	破綻金融機関	特定破綻金
認定等（第百二十六条の三する特定適格性認定等をいの条において同じ。）を		
又は特定持株会社等		
認定等に		
認定等		

に改める。